

大和市告示第171号

大和市子育て世帯応援給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和4年12月12日

大和市長 大 木 哲

大和市子育て世帯応援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年における原油価格及び物価の高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、予算の範囲内において子育て世帯応援給付金を支給する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 この要綱の規定により支給する子育て世帯応援給付金をいう。
- (2) 法 児童手当法（昭和46年法律第73号）をいう。
- (3) 児童手当 法による児童手当（法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。
- (4) 基準日 令和4年9月30日（給付金の支給の対象となる児童（以下「対象児童」という。）が新生児等である場合にあっては、当該新生児等の出生月の末日）
- (5) 新生児等 令和4年10月1日から令和5年2月28日までの間に出生した者をいう。
- (6) 対象年齢児 平成19年4月2日から令和4年9月30日までの間に出生した児童をいう。

(支給額及び支給方法)

第3条 給付金の支給額は、対象児童1人につき20,000円とする。

2 給付金の支給は、口座振込により行うものとする。ただし、次条第1項に規定する支給対象者又は同条第2項の規定により給付金の支給対象となる者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長がやむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

(支給対象者及び対象児童)

第4条 給付金の支給の対象となる者は、次に掲げる者（次条の規定による届出をした者を除く。以下「支給対象者」という。）とする。この場合において、1の対象児童について、次の各号のいずれかに該当する者が2以上あるときは、そのうち当該対象児童の生計を維持する程度の最も高い者を支給対象者とする。

(1) 児童手当受給者（本市から令和4年10月分の児童手当に係る法第7条第1項又は第2項の規定による認定を受けた者をいい、第3号に掲げる者を除く。以下同じ。）

(2) 新生児等支給対象者（基準日において次のいずれかに該当する者をいい、次号に掲げる者を除く。）

ア 本市の住民基本台帳に記録されている新生児等を養育し、かつ、日本国内の市町村（特別区を含む。イ及び第4号において同じ。）の住民基本台帳に記録されている者

イ 本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている新生児等を養育し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者

ウ 新生児等が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）であって、本市の住民基本台帳に記録されているもの又は新生児等が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（本市に所在する法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。第3項において同じ。）の設置者

(3) 公務員支給対象者（法第17条第1項に規定する公務員であって、基準日において前号ア若しくはイ又は次号ア若しくはイに該当するものをいう。以下同じ。）

(4) その他の支給対象者（基準日において次のいずれかに該当する者をいい、前3号に該当するものを除く。以下同じ。）

ア 本市の住民基本台帳に記録されている対象年齢児を養育し、かつ、日本国内の市町村の住民基本台帳に記録されている者

イ 本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている対象年齢児を養育し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者

ウ 対象年齢児が委託されている里親等であって、本市の住民基本台帳に記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、基準日後から第6条又は第8条第2項の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）がなされるまでの間に、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者に対して給付金を支給する。

(1) 前項各号に掲げる者（以下「受給者等」という。）又はこの項の規定により給付金の支給対象となる者が死亡し、かつ、その届出が本市に到達した場合 その死亡した日の属する月の翌月分の当該死亡した者に係る対象児童に係る児童手当の支給を受ける者又は死亡した日以後に対象児童を養育する者その他これらに準ずるものとして市長が適当と認めた者

(2) 受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしていない当該受給者等の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするものに限る。）がその旨を市長に申し出て、市長が当該申出を適当と認めた場合 当該受給者等の配偶者

3 対象児童は、次に掲げる者とする。

(1) 支給対象者の養育する新生児等及び対象年齢児

(2) 基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている里親等に委託されている新生児等若しくは対象年齢児又は本市の障害児入所施設等に入所若しくは入院をしている新生児等（前号に掲げる者を除く。）

（受給拒否の手続等）

第5条 市長は、児童手当受給者、新生児等支給対象者（本市から令和5年3月15日までに法第7条第1項又は第2項の規定による認定を受けた者に限る。）又は前条第2項の規定により給付金の支給対象となる者に、給付金を受給することができる旨の通知及び大和市子育て世帯応援給付金受給辞退の届出書（以下この条において「届出書」という。）を送付する。この場合において、給付金の支給を希望しない者は、市長が別に定める提出期限までに届出書を市長に提出するものとする。

（申請等を要しない支給対象者への支給決定及び通知）

第6条 市長は、前条後段の提出期限を経過したときは、速やかに同条後段の規定による届出をしなかった者（以下「申請等を要しない支給対象者」という。）に対し給付金の支給を決定し、大和市子育て世帯応援給付金支給決定通知書により通知するとともに、給付金を支給する。この場合において、申請等を要しない支給対象者が当該提出期限までに第8条第1項の規定による申請（以下「申請」という。）をした場合は、同条の規定を適用することとし、この条及び次条の規定は適用しない。

（申請等を要しない支給対象者への振込み）

第7条 申請等を要しない支給対象者に対する給付金は、現有公簿等により本市が把握している当該申請等を要しない支給対象者に係る児童手当の振込先口座へ振り込むものとする。

2 申請等を要しない支給対象者が、児童手当の振込先口座を解約している場合等は、当該申請等を要しない支給対象者が指定する口座に給付金を振り込むものとする。この場合において、当該申請等を要しない支給対象者は、大和市子育て世帯応援給付金支給口座登録等の届出書を市長に提出しなければならない。

（申請を要する給付金に係る支給申請、決定等）

第8条 給付金の支給を受けようとする新生児等支給対象者（本市から令和5年3月15日までに法第7条第1項又は第2項の規定による認定を受けた者を除く。）、公務員支給対象者又はその他の支給対象者は、大和市子育て世帯応援給付金申請書（請求書）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請があったときは、速やかにその内容を審査して支給の適否を決定し、支給するときは大和市子育て世帯応援給付金支給決定通知書により当該申請をした者に通知するとともに、給付金を支給し、支給しないときは大和市子育て世帯応援給付金不支給決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の給付金は、大和市子育て世帯応援給付金申請書（請求書）に記載の振込先口座に振り込むものとする。

（申請を要する給付金の申請期限）

第9条 申請の期限は、令和5年3月15日までとする。ただし、やむを得ないと市長が認める場合は、別に定める日までとする。

（未支給の給付金）

第10条 法第12条第1項の規定は、支給決定がなされた後に支給対象者が死亡した場合における未支給の給付金について準用する。この場合における給付金の支給方法は、別に定める。

（支給等に関する周知）

第11条 市長は、この要綱による事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法及び期限その他事業概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請をすることができる者から第9条に規定する申請期限までに申請がされなかったときは、その者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が支給決定を行った後、手続の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、正確な振込先口座の届出若しくは申請又は第3条第2項ただし書の規定による現金支給の申出が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により給付金を支給できなかったときは、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、大和市子育て世帯応援給付金支給取消通知書兼返還請求書により、当該者に対し、給付金の返還を求めることができる。

(1) 基準日において支給対象者の要件に該当しない者であること。

(2) 偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者であること。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第15条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による支給決定又は申請がされた給付金については、なお従前の例による。

## 別表（第15条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市子育て世帯応援給付金受給辞退の届出書	第5条
第2号様式	大和市子育て世帯応援給付金支給決定通知書	第6条及び第8条
第3号様式	大和市子育て世帯応援給付金支給口座登録等の届出書	第7条
第4号様式	大和市子育て世帯応援給付金申請書（請求書）	第8条
第5号様式	大和市子育て世帯応援給付金不支給決定通知書	第8条
第6号様式	大和市子育て世帯応援給付金支給取消通知書兼返還請求書	第13条